

No. 1 7

令和5年（3月）

第1回定例会議案
参 考 資 料

熊谷市

目 次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第 1 2 号	熊谷市行政組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表	企 画 課	1
第 1 3 号	熊谷市情報公開条例の一部を改正する条例案新旧対照表	庶 務 課	2
第 1 4 号	熊谷市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表	消 防 総 務 課	5
第 1 5 号	熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職 員 課	6
第 1 6 号	熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職 員 課	7
第 1 7 号	熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保 険 年 金 課	9
第 1 8 号	熊谷市農業振興対策委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表	農 業 振 興 課	1 0
第 1 9 号	熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	経 営 課	1 1
第 2 0 号	熊谷市消防団員等公務災害補償審査会条例の一部を改正する条例案新旧対照表	警 防 課	1 2
第 2 1 号	熊谷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	警 防 課	1 3
第 2 2 号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保 育 課	1 5
第 2 3 号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保 育 課	1 9
第 2 4 号	熊谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保 育 課	2 2

第 2 5 号	熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	生活福祉課	24
第 2 8 号	業者名及び入札結果 (熊谷市立江南体育館耐震補強建築工事)	スポーツ 観光課 (契約課)	27
第 3 0 号	認定路線調書・位置図	管理課	35

議案第 1 2 号の参考資料

熊谷市行政組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市行政組織条例（平成 1 7 年条例第 6 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（分掌事務）</p> <p>第 2 条 部及び室の分掌事務を次のとおり定める。</p> <p>市長公室 （略）</p> <p>総合政策部</p> <p>（1）～（7） （略）</p> <p>総務部～環境部 （略）</p> <p>産業振興部</p> <p>（1） （略）</p> <p><u>（2） 観光に関すること。</u></p> <p><u>（3）～（5）</u> （略）</p> <p>都市整備部・建設部 （略）</p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第 2 条 部及び室の分掌事務を次のとおり定める。</p> <p>市長公室 （略）</p> <p>総合政策部</p> <p>（1）～（7） （略）</p> <p><u>（8） 観光に関すること。</u></p> <p>総務部～環境部 （略）</p> <p>産業振興部</p> <p>（1） （略）</p> <p><u>（2）～（4）</u> （略）</p> <p>都市整備部・建設部 （略）</p>

議案第 13 号の参考資料

熊谷市情報公開条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市情報公開条例（平成 17 年条例第 10 号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>消防長及び議会をいう。</u></p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>（行政情報の原則公開）</p> <p>第 7 条 実施機関は、前条第 1 項の規定による行政情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）があった場合は、公開請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が含まれているときを除き、請求者に当該行政情報を公開しなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定する保有個人情報から削除した同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号</u></p> <p>(3)～(9) （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（公開請求に対する決定等）</p> <p>第 9 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求を受けた日から起算</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>（行政情報の原則公開）</p> <p>第 7 条 実施機関は、前条第 1 項の規定による行政情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）があった場合は、公開請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が含まれているときを除き、請求者に当該行政情報を公開しなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2)～(8) （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（公開請求に対する決定等）</p> <p>第 9 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求を受けた日から起算</p>

改正案	現行
<p>して15日以内に、公開請求に対する公開の可否の決定をしなければならない。<u>ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</u></p>	<p>して15日以内に、公開請求に対する公開の可否の決定をしなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 実施機関は、第1項の決定をする場合において、行政情報の公開をしない旨の決定(第7条第2項の規定により公開請求に係る行政情報の一部を公開しない場合及び前条の規定により公開請求を拒否する場合の決定を含む。)をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該行政情報が期間の経過により公開でき、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて記載しなければならない。</p>	<p>3 実施機関は、第1項の決定をする場合において、行政情報の公開をしない旨の決定(第7条第2項の規定により公開請求に係る行政情報の一部を公開しない場合及び前条の規定により公開請求を拒否する場合の決定を含む。<u>以下「非公開等の決定」という。</u>)をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該行政情報が期間の経過により公開でき、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて記載しなければならない。</p>
<p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公開請求を受けた日から起算して45日を限度として、その期間を延長することができる。</u>この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる期間を書面により通知しなければならない。</p>	<p>4 <u>実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、公開請求を受けた日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。</u>この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる期間を書面により通知しなければならない。</p>
<p>5 <u>公開請求に係る行政情報が著しく大量であるため、公開請求を受けた日から45日以内にその全てについて第1項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に第1項の決定をし、残りの行政情報については相当の期間内に同項の決定をすれば足りる。</u>この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面</p>	

改 正 案	現 行
<p>により通知しなければならない。</p> <p><u>(1) この項を適用する旨及びその理由</u></p> <p><u>(2) 残りの行政情報について第1項の 決定をする期限</u></p> <p><u>6</u> (略)</p>	<p><u>5</u> (略)</p>

議案第14号の参考資料

熊谷市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員定数条例（平成17年条例第30号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(9) 消防職員 <u>275人</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(9) 消防職員 <u>247人</u></p> <p>2 （略）</p>

議案第 15 号の参考資料

熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を
改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 17
年条例第 31 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>熊谷市職員の分限に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに職員の失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（休職者の身分取扱い）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>（失職の特例）</p> <p>第 5 条 <u>任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする</u>ことができる。</p> <p>2. <u>前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消しの日にその職を失う。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第 6 条 （略）</p>	<p>熊谷市職員の分限に関する<u>手続及び効果に関する</u>条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（休職者の身分取扱い）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>（委任）</p> <p>第 5 条 （略）</p>

議案第 16 号の参考資料

熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員退職手当条例（平成 17 年条例第 54 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（退職手当の支給）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>第 14 条第 2 項において「勤務日数」という。）が 18 日（1 月間の日数（熊谷市の休日をもとに定める条例（平成 17 年条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が 20 日に満たない日数の場合にあっては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第 14 条第 2 項において「職員みなし日数」という。）</u>以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者は、職員とみなして、この条例（第 4 条中 11 年以上 25 年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第 5 条中公務上の傷病又は死亡による退職にかかる部分並びに 25 年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第 14 条 （略）</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった</p>	<p>（退職手当の支給）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）<u>が 18 日以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者は、職員とみなして、この条例（第 4 条中 11 年以上 25 年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第 5 条中公務上の傷病又は死亡による退職にかかる部分並びに 25 年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第 14 条 （略）</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった</p>

改正案	現行
<p>日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～17 (略)</p>	<p>日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～17 (略)</p>

議案第 17 号の参考資料

熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表
熊谷市国民健康保険条例（平成 17 年条例第 160 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（被保険者とししない者）</p> <p>第 5 条 <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、措置により児童福祉施設に入所している児童、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童又は一時保護が行われた児童であって、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。</u></p> <p style="text-align: center;">（出産育児一時金）</p> <p>第 8 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、<u>出産育児一時金として 48 万 8 千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の規定による出産育児一時金の金額等を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 1 万 2 千円を上限として加算した額を支給する。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（被保険者とししない者）</p> <p>第 5 条 <u>次に掲げる者は、被保険者とし</u> <u>ない。</u></p> <p>(1) <u>老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者であって、市長が当該施設</u> <u>の長の意見を聴いて定める者</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、措置により児童福祉施設に入所している児童、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童又は一時保護が行われた児童であって、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定による扶養義務者の</u> <u>ない者</u></p> <p style="text-align: center;">（出産育児一時金）</p> <p>第 8 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、<u>出産育児一時金として 40 万 8 千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の規定による出産育児一時金の金額等を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 1 万 2 千円を上限として加算した額を支給する。</p> <p>2 （略）</p>

議案第 18 号の参考資料

熊谷市農業振興対策委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市農業振興対策委員会条例（平成 17 年条例第 193 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(庶 務) 第 9 条 委員会の庶務は、 <u>産業振興部農業政策課</u> において処理する。	(庶 務) 第 9 条 委員会の庶務は、 <u>産業振興部農業振興課</u> において処理する。

議案第 19 号の参考資料

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年条例第 224 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（退職手当）</p> <p>第 14 条 （略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、退職手当は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 18 日（<u>1 月間の日数（熊谷市の休日を含める条例（平成 17 年条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が 20 日に満たない日数の場合にあっては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数</u>）以上ある月が引き続いて 6 か月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。</p> <p>3～8 （略）</p>	<p>（退職手当）</p> <p>第 14 条 （略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、退職手当は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 18 日以上ある月が引き続いて 6 か月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。</p> <p>3～8 （略）</p>

議案第 20 号の参考資料

熊谷市消防団員等公務災害補償審査会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市消防団員等公務災害補償審査会条例（平成 17 年条例第 227 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（庶務） 第 6 条 審査会の庶務は、<u>消防本部消防総務課</u>において処理する。</p>	<p>（庶務） 第 6 条 審査会の庶務は、<u>消防本部警防課</u>において処理する。</p>

議案第 2 1 号の参考資料

熊谷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 1 8 年条例第 1 8 6 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																				
<p>（服務規律）</p> <p>第 8 条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p><u>（報酬）</u></p> <p>第 1 2 条 <u>団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。</u></p> <p>2 <u>団員には、別表第 1 により年額報酬を支給する。</u></p> <p>3 <u>団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第 2 により出勤報酬を支給する。</u></p> <p>（費用弁償）</p> <p>第 1 3 条 団員が<u>災害</u>、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、費用弁償を支給する。費用弁償の額及び支給方法については、予算の範囲内で市長が別に定める。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>別表第 1（第 1 2 条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">年額報酬</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">階級</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </table>	年額報酬		階級	報酬の額	<p>（服務規律）</p> <p>第 8 条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p><u>（報酬）</u></p> <p>第 1 2 条 <u>団員には、次により報酬を支給する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">階級</th> <th style="text-align: center;">報酬額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>団長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1 8 0 , 0 0 0 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>副団長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1 3 2 , 0 0 0 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>分団長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1 0 8 , 0 0 0 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>副分団長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>8 8 , 0 0 0 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>部長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>7 2 , 0 0 0 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>班長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>6 2 , 0 0 0 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>団員</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5 6 , 0 0 0 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（費用弁償）</p> <p>第 1 3 条 団員が<u>水火災</u>、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、費用弁償を支給する。費用弁償の額及び支給方法については、予算の範囲内で市長が別に定める。</p> <p>2 （略）</p>	階級	報酬額（年額）	<u>団長</u>	<u>1 8 0 , 0 0 0 円</u>	<u>副団長</u>	<u>1 3 2 , 0 0 0 円</u>	<u>分団長</u>	<u>1 0 8 , 0 0 0 円</u>	<u>副分団長</u>	<u>8 8 , 0 0 0 円</u>	<u>部長</u>	<u>7 2 , 0 0 0 円</u>	<u>班長</u>	<u>6 2 , 0 0 0 円</u>	<u>団員</u>	<u>5 6 , 0 0 0 円</u>
年額報酬																					
階級	報酬の額																				
階級	報酬額（年額）																				
<u>団長</u>	<u>1 8 0 , 0 0 0 円</u>																				
<u>副団長</u>	<u>1 3 2 , 0 0 0 円</u>																				
<u>分団長</u>	<u>1 0 8 , 0 0 0 円</u>																				
<u>副分団長</u>	<u>8 8 , 0 0 0 円</u>																				
<u>部長</u>	<u>7 2 , 0 0 0 円</u>																				
<u>班長</u>	<u>6 2 , 0 0 0 円</u>																				
<u>団員</u>	<u>5 6 , 0 0 0 円</u>																				

改 正 案		現 行
<u>団長</u>	<u>180,000円</u>	
<u>副団長</u>	<u>132,000円</u>	
<u>分団長</u>	<u>108,000円</u>	
<u>副分団長</u>	<u>88,000円</u>	
<u>部長</u>	<u>72,000円</u>	
<u>班長</u>	<u>62,000円</u>	
<u>団員</u>	<u>56,000円</u>	
別表第2（第12条関係）		
1日当たりの出動報酬		
<u>種別</u>	<u>要件</u>	<u>報酬の額</u>
<u>災害</u>	<u>4時間未満 の職務に従 事した場合</u>	<u>4,000円</u>
	<u>4時間以上 の職務に従 事した場合</u>	<u>8,000円</u>
<u>警戒</u>	<u>警戒等の職 務に従事し た場合</u>	<u>1時間につき 1,000円</u>
<u>訓練</u>	<u>訓練の職務 に従事した 場合</u>	<u>3,000円</u>
<u>指導</u>	<u>4時間未満 の職務に従 事した場合</u>	<u>4,000円</u>
	<u>4時間以上 の職務に従 事した場合</u>	<u>8,000円</u>
<u>その 他の 職務</u>	<u>その他団長 の招集命令 による職務 に従事した 場合</u>	<u>1,000円</u>

議案第 22 号の参考資料

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表
熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 29 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>第 27 条 削除</u></p> <p>（特別利用保育の基準）</p> <p>第 36 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第 7 条第 3 項、<u>第 8 条第 2 項及び第 27 条</u>を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 7 条第 2 項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同号又は同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに」と、第 14 条第 2 項中「第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ (7) 中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保</p>	<p><u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p> <p><u>第 27 条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長である特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項本文の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>（特別利用保育の基準）</p> <p>第 36 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第 7 条第 3 項<u>及び第 8 条第 2 項</u>を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 7 条第 2 項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同号又は同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに」と、第 14 条第 2 項中「第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ (7) 中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者</p>

改正案	現行
<p>育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第7条第3項、<u>第8条第2項及び第27条</u>を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「法第19条第1項第1号」とあるのは「法第19条第1項第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、第14条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。))」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第53条 第9条、第10条、第12条、第13条、第15条、第18条から第20条まで、<u>第24条から第26条まで及び第28条</u>から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。))」</p>	<p>を除く。))」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第7条第3項<u>及び第8条第2項</u>を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「法第19条第1項第1号」とあるのは「法第19条第1項第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、第14条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。))」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第53条 第9条、第10条、第12条、第13条、第15条、第18条から第20条まで<u>及び第24条</u>から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。))」と、第13条の見出し中「特定</p>

改正案	現行
<p>と、第13条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第15条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第20条及び第37条第3項）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第20条）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</p> <p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第54条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第43条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。次条第3項において同じ。）、第18条から第20条まで、<u>第24条から第26条まで及び第28条から第34条まで</u>を含む。）の規定を適用する。この場合において、第42条第2項中「第19条第1項第3号」とあるのは「第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」</p>	<p>教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第15条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第20条及び第37条第3項）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第20条）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</p> <p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第54条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第43条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。次条第3項において同じ。）、第18条から第20条まで<u>及び第24条から第34条まで</u>を含む。）の規定を適用する。この場合において、第42条第2項中「第19条第1項第3号」とあるのは「第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項</p>

改正案	現行
<p>とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第55条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第46条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p>	<p>第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第55条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第46条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p>

議案第 23 号の参考資料

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
 条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
 条例（平成 26 年条例第 30 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（家庭的保育事業者等の非常災害対策）</p> <p>第 7 条 （略）</p> <p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p><u>第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p> <p><u>第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点</u></p>	<p>（家庭的保育事業者等の非常災害対策）</p> <p>第 7 条 （略）</p>

改正案	現行
<p><u>呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u></p> <p>第13条 削除</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及</u></p>	<p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等は、<u>利用乳幼児に対し法第47条第3項本文の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければなら</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びびまん延の防止のための訓練を定期的</u><u>に実施するよう努めなければなら</u><u>ない。</u></p> <p>3 ～ 5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 ～ 1 0 (略)</p> <p><u>(自動車</u><u>を運行する場合の所在の確</u><u>認に係る経過措置)</u></p> <p><u>1 1 第 7 条の 3 第 2 項の適用</u><u>については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車</u><u>を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザー</u><u>その他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置</u><u>(以下この項において「ブザー等」という。)</u><u>を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車</u><u>を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければなら</u><u>ない。</u></p>	<p>ない。</p> <p>3 ～ 5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 ～ 1 0 (略)</p>

議案第 24 号の参考資料

熊谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
 を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 熊谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
 を定める条例（平成 26 年条例第 31 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（放課後児童健全育成事業者の非常災害対策）</p> <p>第 6 条 （略）</p> <p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p>第 6 条の 2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的</u> <u>に実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p> <p>第 6 条の 3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動</u></p>	<p>（放課後児童健全育成事業者の非常災害対策）</p> <p>第 6 条 （略）</p>

改正案	現 行
<p><u>のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>

議案第 25 号の参考資料

熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年条例第 41 号）
（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（個人番号の利用範囲）</u></p> <p>第 3 条 法第 9 条第 2 項に規定する個人番号を利用することができる条例で定める事務は、<u>別表第 1 の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。</u></p> <p><u>2 別表第 2 の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 市の執行機関は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 前 2 項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u></p> <p><u>（委任）</u></p> <p>第 4 条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p><u>（個人番号の利用）</u></p> <p>第 3 条 法第 9 条第 2 項に規定する個人番号を利用することができる条例で定める事務は、市の執行機関が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。</p> <p><u>2 市の執行機関は、前項の事務を処理するために必要な限度で、法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第 19 条第 8 号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u></p>

改正案		現行
別表第1（第3条関係）		
執行機関	事務	
市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	
別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報
市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害

改 正 案	現 行
<p>児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>	

業 者 名 及 び 入 札 結 果

工 事 名	熊谷市立江南体育館耐震補強建築工事					
工 事 場 所	熊谷市江南中央二丁目3番地1					
入 札 年 月 日	第1回 令和5年1月26日 第2回 令和5年1月27日					
入 札 対 象 額	予 定 価 格		最 低 制 限 価 格			
251,570,000 円	251,570,000 円		231,444,400 円			
う ち 消 費 税 等 の 額	入 札 書 比 較 価 格		最 低 制 限 価 格 の 100/110			
22,870,000 円	228,700,000 円		210,404,000 円			
番 号	業 者 名	入 札 額				結 果
		第 1 回		第 2 回		
		金 額	順 位	金 額	順 位	
1	田部井建設(株)	233,000,000 円	1	217,000,000 円	1	落札
2	(株)時田工務店	238,000,000	2	228,000,000	2	
3	松坂屋建材(株)	310,000,000	4	辞退		
4	(株)オキナヤ	辞退				
5	大和建设(株)	260,000,000	3	228,000,000	2	
6						
7						
8						
9						
10						

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消 費 税 等 の 額	合 計
田部井建設(株)	217,000,000 円	21,700,000 円	238,700,000 円

1 工事名 熊谷市立江南体育館耐震補強建築工事

2 工事場所 熊谷市江南中央二丁目3番地1

3 工事概要

(1) 耐震補強

(2) 外壁改修

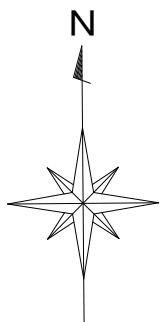
(3) 屋上防水改修

4 建物概要

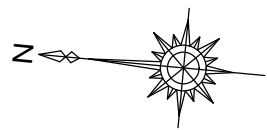
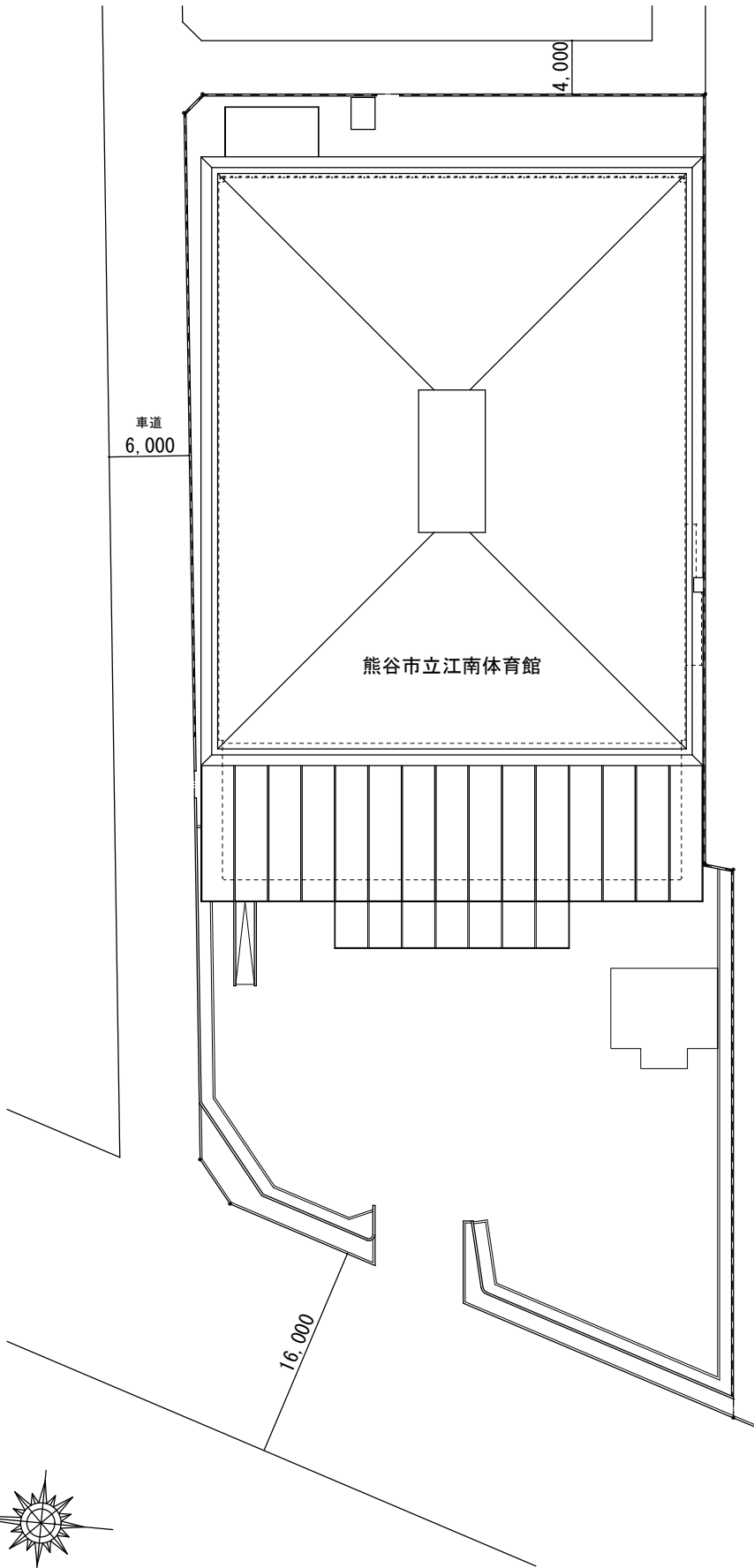
構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階建て

面積 延べ面積 2374.47㎡

工事場所：熊谷市江南中央二丁目3番地1
熊谷市立江南体育館



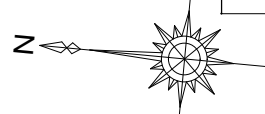
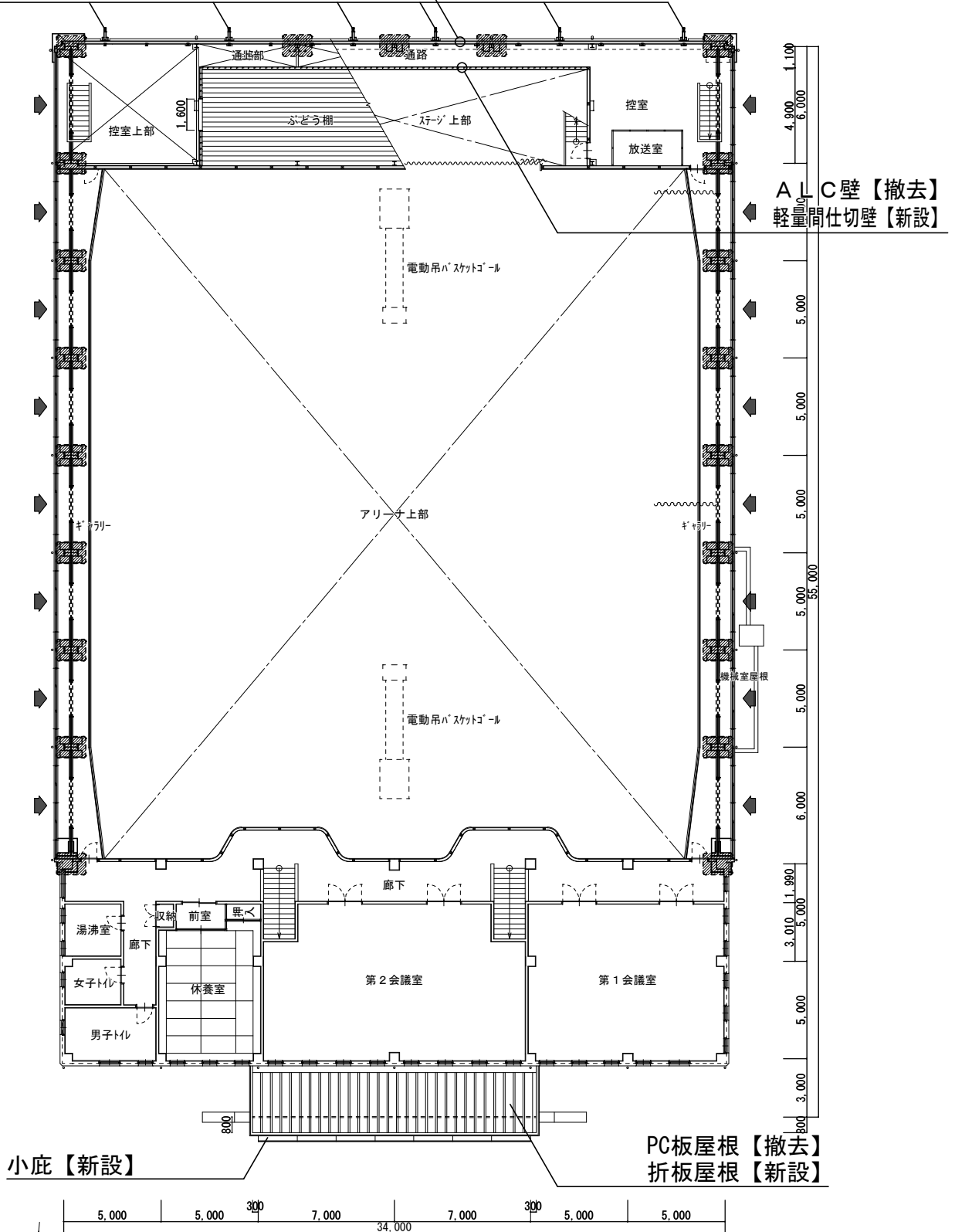
案内図



配置図 縮尺：1/500

PC板壁【撤去】、角波鋼板壁【新設】

庇受補強【新設】

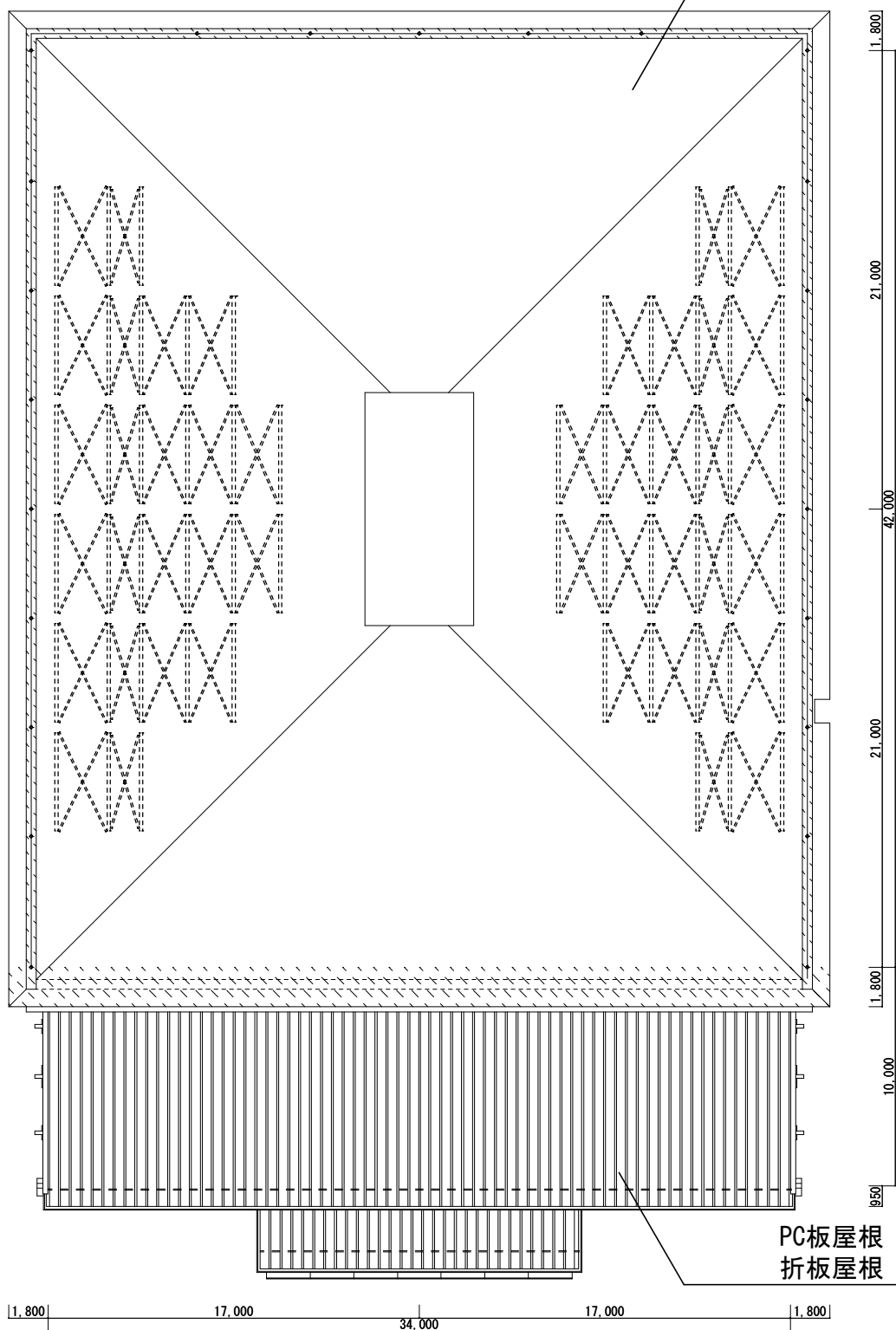


平面図 縮尺 : 1/300

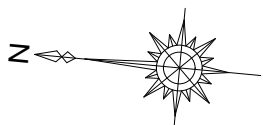
2階

▼ 鉄骨軸ブレース補強位置
 ▨ 柱脚補強位置

屋上防水改修



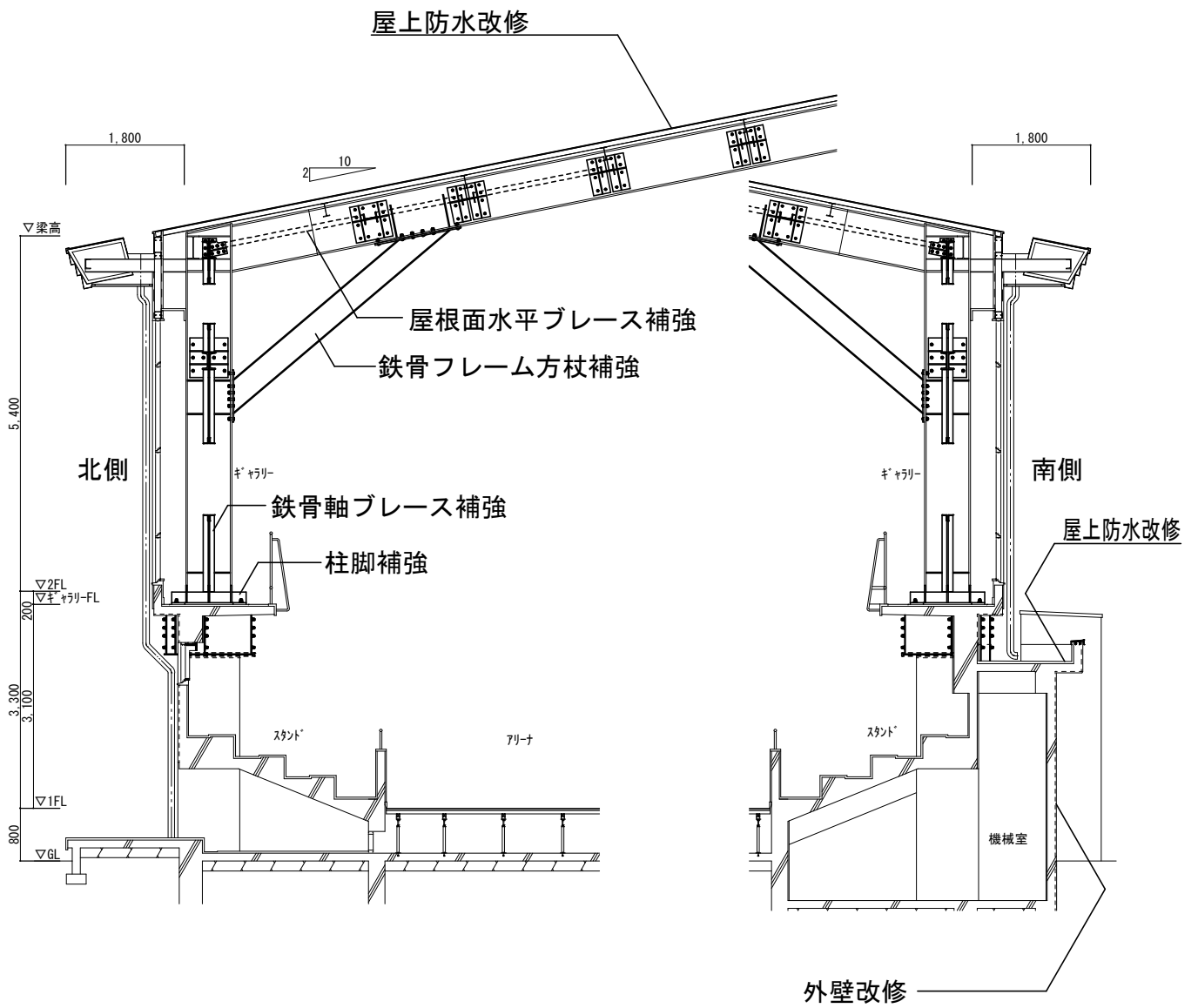
PC板屋根【撤去】
折板屋根【新設】



屋根面水平ブレース
(屋内側に施工)

平面図 縮尺 : 1/300

屋根



断面図 縮尺：1/100

認定路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	認 定 理 由
1	市道 50880 号線	未認定の道路を市道として管理したいため

